

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

山梨県

2 構造改革特別区域の名称

国際交流型公共政策拠点形成特区

3 構造改革特別区域の範囲

山梨県甲府市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 地域の姿

本県は首都圏の西部に位置しており、中央自動車道沿線を軸として、機械電子産業を中心とした製造業の集積が見られる長野県諏訪地域と東京都多摩地域との間に位置している。

県庁所在地である甲府市からは高速道路網などにより、東京都心まで約 1 時間 40 分、静岡市まで約 2 時間 30 分、名古屋市まで約 3 時間、大阪市まで約 5 時間で結ばれている。また、平成 10 年に埼玉県との県境である雁坂峠を越える国道 140 号に雁坂トンネルが開通し、北関東方面への自動車でのアクセスも改善された。

さらに、現在、中部横断自動車道が、中央自動車道の双葉ジャンクションから南アルプスインターチェンジの間約 9.8 km で供用されている。将来、静岡県で第二東名高速道路に接続されれば、甲府市から静岡市までの所要時間は、現在より 1 時間ほど短くなることが想定される。

鉄道に関しては、中央本線を走る「スーパーあずさ」や「あずさ」、「かいじ」などの特急が、1 時間に約 2 本、甲府―新宿間をおよそ 1 時間 30 分から 1 時間 45 分程度で結んでいる。これらの特急には、東京駅、千葉駅を発着駅とするものもあり、また週末には横浜駅を発着駅とする「はまかいじ」も設定されるなど、本県は東京圏の広い範囲からのアクセスが良好な状況となっている。

また、わが国と海外を結ぶ成田空港までは、甲府から特急列車を乗り継ぐことで 3 時間、高速路線バスの利用で 3 時間 40 分の距離であることや、羽田空港の国際線増加や横田飛行場の軍民共同利用の実現により、国内遠方地域や海外へのアクセスがさらに高まる可能性があることから、本県は、グローバル化の進む産業界の立地候補地として、高い可能性を秘めた地域といえる。

(2) 産 業

従来本県は、果樹農業を中心とした農業県であったが、JR 中央線の高速化、国道 20 号、52 号などの基幹国道の整備、とりわけ昭和 57 年の中央自動車道西宮線の全面開通に伴い、甲府盆地を中心に、競争力の高い内陸工業県として製造業中心の産業構造に大きくシフトしていった。

本県における製造業 3 類型別の製造品出荷額等の推移を平成 13 年時点でみると、加工組立型工業の占める割合は 64.3%で、全国の 45.4%を大きく上回っており、加工組立型工業に分類される一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、精密機械器具製造業は、本県のリーディング産業であるといえる。

また、加工組立型工業の中でも、一般機械と電気機械は突出しており、全体に占める割合はそれぞれ 20.6%、34.5%となっている。これらの加工組立型工業は、昭和 57 年の中央自動車道の全線開通以降に大きな成長を遂げてきており、本県の製造業を牽引してきている。特に、電子部品、半導体デバイス、半導体製造装置、液晶製造装置、産業用ロボット等における産業集積に強みがある。

従業員数をみても、加工組立型工業は製造業全体の 49.3%と高い割合である。その一方で、事業所数は、製造業全体の 25.0%にとどまっていることから、加工組立型工業は、基礎素材型工業および生活関連型工業に比べて、企業規模が大きいという特徴がある。

近年、グローバル化の進展に伴い、製造業を中心に、我が国から東アジア地域等への生産拠点の移行が進んでおり、我が国全体で産業空洞化傾向が著しいものとなっている。本県の産業空洞化の状況については、本県の製造業の主要製品分野において依然として国際競争力が高いなどの理由から、産業構造が類似している県に比べると、深刻な状況には至っていない。

しかしながら、平成 13 年 9 月に（財）やまなし産業支援機構が行った海外進出企業調査によれば、本県企業のうち、海外進出している企業は 108 社、そのうち中国進出企業は 54 社となっており、今日においても、中国をはじめ、東アジアへのシフトが色濃くなっている。

こうしたことから、国際競争の激しさが一層増す中で、今後とも競争優位性を保っていくためには、このような地域を視野に入れた産業政策の展開や人材育成を推進することが重要な課題となっている。

(3) 高等教育機関及び試験研究機関の状況

東京圏に隣接し、首都圏の一角を担う地域であることから、本県の人口は増加基調で推移してきた。また、産業構造の変化に伴い、甲府市を中心に高等教育機関の設立や改組も相次ぎ、現在、高等教育機関（4 年制大学）としては、国立大学法人が 1、公立大学が 2、私立大学が 5 の合計 8 機関である。山梨大学は、平成 14 年 10

月に旧山梨大学と旧山梨医科大学とが統合し、新生山梨大学となり、平成 16 年 4 月に国立大学法人となっている。教育人間科学部、医学部、工学部を有し、医学部では、医学基礎及び臨床、看護に関する研究を、工学部では、機械システム関係、電子情報関係、土木環境関係、化学、生物関係等の研究分野に取り組み、地域において、基礎及び応用研究機関としての機能を果たしている。また、同大学内には、地域共同開発センターや株式会社山梨 TLO が設置され、産学連携を推進している。

この他、帝京科学大学では、電子情報、バイオ、金属材料、経営システム等の研究に、山梨学院大学では法学、経営情報関係に、山梨英和大学では、人間文化学研究に取り組んでいる。さらに、県立看護大学と県立女子短期大学が平成 17 年 4 月に改編改組され、新生山梨県立大学が甲府市に誕生する予定であり、国際化社会に対応した国際政策学部が設置されることとなっている。

現在、本県には現在 10 の県立試験研究機関が設置され、各分野の試験研究を進めている。さらに、民間企業の試験研究機関の立地もみられるところである。

【図 1】県内高等教育機関（4 年制大学）の概要

種 類	大学名	学 部	所在地
国立大学法人	山梨大学	教育人間科学部 医学部、工学部	甲府市、 玉穂町
公立大学	県立看護大学	看護学部	甲府市
公立大学	都留文科大学	文学部	都留市
私立大学	山梨学院大学	法学部、商学部、 経営情報学部	甲府市
私立大学	帝京科学大学	理工学部	上野原町
私立大学	身延山大学	仏教学部	身延町
私立大学	山梨英和大学	人間文化学部	甲府市
私立大学	健康科学大学	健康科学部	富士河口湖町

（４） 国際交流

本県では、昭和 35 年に全国に先駆けてアメリカ合衆国アイオワ州と姉妹締結を行うとともに、その後ブラジル連邦共和国ミナス・ジェライス州、中華人民共和国四川省、大韓民国忠清北道と姉妹・友好締結を行っている。また、欧州での交流拠点としてフランス共和国ソーヌ・エ・ロアール県とも交流を行っている。今後とも、交流先との交流を一層深めるとともに、「世界とともに生きる」という姿勢にたって、活発な国際交流活動を展開する予定である。

とりわけ、産業の中国シフトが加速する中で、中国、韓国、東南アジアとの産業、文化、人材などの面での交流はさらに重要性を増すことは確実な状況となっている。

(5) 人材育成

急速に変動する社会環境・国際情勢の中で、日本社会、とりわけ国民・住民の基本的生活の場である地域は、国際化・情報化・環境問題など激しい変化に直面しており、これらは、相互に関連しながら、住民の生活や産業などに影響を及ぼしている。また、地域住民のライフスタイルや価値観も大きく変化しており、新しい地域産業・地域文化の振興など、活力に満ちた地域社会の創造が課題となっている。

特に、本県の主力産業の機械電子関連産業は、集積が進んでから20年以上が経過していることから、産業の成熟化とともに産業の空洞化にも直面しており、地域の強みを生かした新たな産業を創出できる担い手が必要とされている。

また、急激に進む国際化やアジア社会の変化を見据え、広く国際社会とりわけ中国・東南アジアからの人材の導入も含め、地域の諸問題を社会科学の見地から総合的にとらえ、政策的側面はもとより法律的側面のそれぞれから解決できる専門的知識と実務能力を備えた実践能力の高い人材の確保が求められている。

こうした中で、本県はこれまで県民のニーズに沿った大学の新設やリカレント教育の実施などの取り組みを促進してきたが、今後も高度で専門的な知識・技術を備えた人材を育成していくため、高等教育の充実をさらに加速化することとしている。

5 構造改革特別区域計画の意義

本県は、交通基盤整備、公共交通網の整備、産業振興・観光振興等と環境保全の相反関係、増大する廃棄物対策、あるいは高齢化や過疎地域対策等、事例ごとに政策的側面あるいは制度的側面の双方から、専門的・総合的アプローチにより解決すべき多様な問題が山積している。

他方、平成12年4月に地方分権一括法が実施されて以降、地域の個性や文化を生かした本格的な地方分権時代が到来する中で、新たな視野に立って諸々の政策を企画・立案・管理・評価できる人材が強く求められているものの、地方においては、専門的な人材養成機関が不足しているのが現状である。

学校法人山梨学院は、大学院（社会科学研究科、法務研究科）、大学（法学部、商学部、経営情報学部）、短期大学、付属学校（高等学校、中学校、小学校、幼稚園）を有する総合教育機関である。

また、中国の南開大学並びに復旦大学と学術協定及び単位互換に関する協定を結び、研究者の交流、学生の交流、共同研究などを積極的に行い、中国との学術、経済、経営、法制度などの分野における相互交流を展開している。

法学部には法学科と政治行政学科が設置されているが、政治行政学科は全国的にも珍しい「地方自治」を専門とする学科である。政治行政学科には「行政研究センター」も設置されており、我が国で今後必要とされる「公共政策」分野の研究に取り組んでいる。商学部、経営情報学部については、地元の企業と密着した実践型のカリキュラムを組むとともに、資格取得にも力を注いでいるところである。

こうした状況のもと、山梨学院大学大学院社会科学研究科公共政策専攻は、「社会人養成」に主眼を置き、政治・行政・経済・教育などの分野で、重要な役割を果たす人材（政治家・公務員・企業経営者・起業家など）の育成するために平成7年4月に開設された。

開設当初は「公共政策研究科公共政策専攻」であったが、産業経済や企業経営の要素を公共政策の中に取り込み、総合的でより実践的な大学院教育を行うために平成13年4月1日に「社会科学研究科公共政策専攻」に名称変更しカリキュラムを大幅に変更した。

今日までに、現職の公務員や社会人、県内外の地方議会議員、教員、公共関連団体職員などからの委託学生を受け入れており、就業しながらの学修を支援するために、専ら夜間に開講している。

前述のとおり、中国の2大学との交流を展開していることから、学部には多数の中国からの留学生がおり、彼らの大学院社会科学研究科への進学希望は非常に高い。また、こうした交流の積み重ねから、中国の大学からの進学希望も非常に高いものとなっている。

しかしながら、現状では夜間大学院への入学を希望する外国人には、「留学」の在留資格が付与されていないため、大学院レベルでの学生間交流や学術交流が不十分となることが懸念されている。

そこで、「夜間大学院留学生受入れ事業」の特例措置を適用することにより、国籍と文化の違いを超えた学生相互の交流や学術面における国際交流を通じて、地域が求める公共政策の担い手の育成が可能となる。

また、実社会で即戦力となる高度な知識と実務能力を備えた専門的職業人の育成を広く中国、東南アジアに向けて行うことも可能となるなど、国際交流による公共政策の拠点形成されることから、県内の産業・経済、学術、文化など多方面への様々な波及効果が期待され、本構造改革特別区域計画の意義は非常に大きい。

6 構造改革特別区域計画の目標

（１） 国際的視野に立った公共政策の拠点の形成

公共政策の分野は我が国では学問分野としては未発達分野であるが、これから地方主権社会がますます進展する中で、学問的素養を持ち行政や産業の現場で活躍する人材の供給は急務である。また、この際、グローバルな視点、とりわけアジア的な視点が必要不可欠な要素となる。

今回の規制の特例措置の適用を突破口に、本県の人材育成機能の一環として山梨学院の社会科学研究科を活用するとともに、全国のみならずアジアへ向けた公共政策の形成の拠点とし、本県のポテンシャルを高める。

また、全国的にも珍しい、法学的見地と経営・商学的見地からの大学院運営の中から、我が国の産業経済の振興のヒントとなるビジネスモデルの発現を目指す。

(2) 国際交流の一層の推進

中国、韓国、東南アジアからの留学生と、本県の若者が同じキャンパスで学ぶことによる国際感覚の涵養機能は計り知れないものがある。また、留学生が地域社会との活発な交流を図ることにより、効果を地域にも波及させていく。

(3) 中国、韓国、東南アジアと本県との産業経済の連携の強化

大学院での研究に実践的な要素を取り入れ、地域産業の経営者や起業を志す若手との交流を深めることにより、本県の産業経済界とアジア経済との相互理解を深める。

また、本県では、様々な産業における生産性の向上や新産業・新事業分野への展開など内発的な発展を推進するとともに、県外からの投資に魅力的な存在となるために、情報発信・交通・物流等の社会基盤整備、産業と高等教育機関や試験研究機関等のネットワークの形成、産業間におけるコーディネート機能を推進している。

一方、山梨学院大学大学院社会科学部研究科は、こうした社会的要請に応えるべく、専ら夜間において社会人を対象とした専門性を有する職業人の育成・再教育を行い、本県はもとより、全国やアジアの地域社会に貢献しうる人材の養成に力を注いでいる。さらに、同大学院は、カリキュラムに「国際政治」、「中国法と政治」の2科目を設けており、急速に発展する中国を中心とした東アジア経済圏で発生する法的紛争解決能力を高めるための法的思考力の養成をめざしている。

今回、留学生の受入によって大学院の質の向上を一層図ることにより、アジアを視野に入れた産業連携・コーディネート機能の強化を目指す。

(4) 本県の高等教育機関の総合力の向上

本県は人口に比して比較的高等教育機関の数は多いものの、高等教育機関の都心回帰傾向や全入時代の到来など、大学経営は厳しさを増すことが確実となっている。しかしながら、人材こそ地域の宝であることを考えると、県としても、県内の高等教育機関の体力強化を支援していく必要がある。

こうした意味から、今回の措置を適応することにより、グローバルな人材育成の拠点形成を行い、県内高等教育機関間の良い意味での競争・切磋琢磨の状態を生み出し、本県高等教育機関の総合力の向上を目指す。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革と区別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 公共政策の拠点の形成

アジア的な視点を導入した公共政策研究のモデル的な機関が育成され、本県に公共政策の拠点が形成されることから、本県の人材育成機能が向上するとともに、アジア的な

規模での学術的成果を得ることが出来る。

また、アジアへの情報発信の拠点として本県のポテンシャルが高まるとともに、全国的にも珍しい、法学的見地と経営・商学的見地からの大学院運営の中から、我が国の産業経済の振興のヒントとなるビジネスモデルの発現が期待できる。

（２） 本県の経済産業界への波及効果

中国、東南アジアからの留学生と、地域産業の経営者や起業を目指す若手等との交流を契機に、様々な分野で本県の産業経済界とアジア経済との相互理解が一層深まることにより、本県経済のさらなる発展が期待できる。

また、全国やアジアの地域社会に貢献しうる人材の養成や中国を中心とした東アジア経済圏で発生する法的紛争解決能力を高めるための法的思考力の養成などを中心に、大学院の一層の質の向上が図られることにより、県内におけるアジアを視野に入れた産業連携・コーディネート機能の強化が見込まれる。

（３） 高等教育機関の競争力の強化

困難な時代を迎える本県の高等教育機関に対し新たな刺激を与えると同時に、各高等教育機関の間での適正な競争が起こることにより、本県高等教育機関の体力アップが図られる。

また、平成 17 年 4 月に開学する山梨県立大学に設置される国際政策学部との連携を図ることにより、相乗効果が期待される。

さらに、県内の個々の高等教育機関の体力アップは、本県の高等教育機関全体の質の向上につながるものであり、地域全体として他地域との競合にも適応できるだけの総合力を蓄えることが見込まれる。

（４） 地域社会への貢献

山梨学院大学は、平成 6 年 4 月に、「山梨学院生涯学習センター」を設置し、これまでに生涯学習事業の一環として、市民公開講座などの各種の連続講座、講演会等を通じて地域の実務者にリカレント（リフレッシュ）教育の場を提供しており、いずれも多くの受講者を集め、その活動範囲は、県内はもとより、長野県茅野市での連続講座など、一部県外にも及んでいる。また、県の事業である「県民カレッジ」を受託し、県内大学間の生涯学習のネットワークづくりにも積極的に取り組んでいる。

学内に設置された行政研究センターは、甲府市などの自治体から具体的政策の研究開発の受託のほか、東京都三鷹市との提携など、地域公共政策の形成に寄与しており、県内唯一の社会科学系の大学として、地域に開かれた教育・研究・文化の創造拠点づくりを積極的に推進している。

また、同大学院社会科学研究科は、行政学・政策学的見地を中心とした公共政策的ア

アプローチのほか、複雑化する社会における多様な紛争解決の問題や、企業の設立や経営に伴う法的問題、また、情報化・国際化の進展に伴うこれまでになかった法的問題への対応など、法律的側面からのアプローチによる問題発見・解決能力を持つ実践能力の高い職業人の再教育を実践している。

以上のような地域還元プログラムの実績を持つ山梨学院大学大学院社会科学研究科を本特区に位置づけ、同大学院の持つ知的資源を最大限に活用することで、産官学の連携が促進され、公共政策を支える地域産業活動の発展に大きく貢献することに繋がる

また、同大学院がグローバル化の進展に対応すべく、外国からの留学生の受け入れ体制を整備することによって、幅広く内外、特に中国を中心とした東アジア圏の留学生との交流を広げ、多様な知識・経験を持つ学生相互の交流を通じて、地域社会における国際交流の振興、異文化の理解が促進されるものとする。

本件特例措置が認められた場合は、同大学と学術交流協定を締結している中国の復旦大学（上海市）や南開大学（天津市）などから、中国、東アジア圏での起業や日本国内での起業を志す留学生の入学が見込まれる。

【参考図：受入予定留学生数】

H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
7	7	7	7	7	7	7	7	7	7

8 特定事業の名称

夜間大学院留学生受入れ事業（５０８）

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

（１）学術研究の充実

県内の高等教育機関で行うアジア関連の研究との連携を図り、夜間大学院への留学生の受入効果を波及する。また、平成 17 年 4 月に山梨県立大学が開学し「国際政策学部」が設置されることから、相互の連携を図っていく。

（２）大学間連携の推進

本県では、大学相互及び大学と地域との連携を強化するため、県内全ての大学と県などで構成する「山梨県高等教育機関連絡協議会」を設置し、本県の高等教育機関が抱える課題と今後のあり方等について調査・検討するとともに、県内大学に関する情報の一般県民への提供や県内高等学校との高大連携等に取り組んでいる。

特に、平成16年度からは、次のとおり大学間連携の推進について調査・検討を行っているが、この中で本計画に位置づけられる夜間大学院の留学生を含めた学生間等の交流システムについても検討を進める予定である。

- ① リカレント教育等、生涯学習における連携及び図書館間連携
- ② 高大連携
- ③ インターシップ等産学連携
- ④ 学生間等交流システム（進路指導、留学生教育、教養教育、単位互換など）

（３） キャンパスネットやまなしの運営

市町村、大学、カルチャーセンター等と連携し、県内全域をひとつのキャンパス（学びの場）と見立て、生涯学習についての情報や講座を提供する「キャンパスネットやまなし」を運営する。

- ① 学習情報・活用情報の提供
- ② 連携講座の開催
- ③ 学びの手帳の交付など

（４） 県民コミュニティ・カレッジの開催

県内すべての大学・短大と協力し、それぞれの大学・短大が持つ高度な知識や研究機能等を活用した県民コミュニティ・カレッジを開催する。

- ① コラボレーション講座の開催
- ② シリーズ分担開催講座の開催など

構造改革特別区域計画（別紙）

1 特定事業の名称

夜間大学院留学生受入れ事業(508)

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

山梨学院大学大学院 社会科学研究科

3 当該規制の特例措置の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

山梨県甲府市において、専ら夜間に開講している山梨学院大学大学院社会科学研究科（以下「社会科学研究科」という。）の公共政策専攻に平成 17 年度以降入学しようとする外国からの留学希望者の入国・在留資格申請について、専ら夜間通学して教育を受ける場合を除外している現行の在留資格「留学」の基準を適用しない。

なお、社会科学研究科の概要は次のとおりである。

住所 山梨県甲府市酒折二丁目4－5

名称 山梨学院大学大学院社会科学研究科
(社会科学研究科長 我部 政男)

設立 平成7年4月1日

目的 高度な知識と実務能力を備えた専門的職業人を養成する

概要 公共政策専攻修士課程（定員20名・専ら夜間に教育を行う大学院）

・専攻の内容

- 1 国全体及び国際社会を展望しつつ、また、日本政治や地域政治の過去の教訓に学びながら、地域公共政策の形成と運営について、理論性に裏付けられた高度な実務能力を涵養する。
- 2 行政学、行政法、地方自治を中心に政策過程、環境政策、教育行政、社会保障、経営と社会、法政策学などの分野にわたる講義によって実務者の知的関心を呼び起こし、地域の企画・管理・運営に生かすことができる専門的問題解決能力に繋げる。

・教育・研究上の特色

- 1 社会人のリカレント教育を重視
- 2 高度な実務能力の養成
- 3 現代的課題に即した幅広い教育

・専修科目

政治学・政治史、自治体行政学、国際政治、中国法と政治、経営学、教育行政学・生涯学習、社会学、法人税法

5 当該規制の特例措置の内容

社会科学研究科は、主に地域の公共政策あるいは法律実務の企画・管理・運営の中核を担うべき人材に対して、社会科学における諸事情についての理論的研究を深め、奥行きのある職業的実践的能力を涵養・育成することを教育・研究上の特色としており、地方自治体や各種公共関連団体・機関、企業などから委託学生を受け入れている。

そこでは、就業しながら修学を志す学生の向上心に応えるため、授業は専ら夜間において行っており、社会人や主婦など、さまざまな立場の人々が集う修学の場として、新たな価値観や職業観に触れる機会となっている。

一方、社会科学研究科は、情報化・国際化の進展に伴い、カリキュラムに「国際政治」、「中国法と政治」の2科目を開講しており、中国を中心とした東アジア経済圏で発生する法的紛争解決能力を高めるための法的思考力の養成を目指している。

しかしながら、現状では夜間大学院への入学を希望する外国人には、「留学」の在留資格が付与されていないため、大学院レベルでの学生間交流や学術交流が不十分となることが懸念されている。

そこで、本特例措置を適用し、国籍と文化の違いを超えた学生相互の交流や学術面における国際交流を通じて、地域が求める公共政策に係る人材育成を目指す。

なお、社会科学研究科の母体となる山梨学院大学は、海外からの留学生の受入や教員の交換、学術交流などの国際交流を推進しており、昭和60年以降、海外の大学との姉妹校提携実施し、単位の互換協定や国際的シンポジウムの合同開催など、国際交流の充実を図っている。

さらに、山梨学院大学は、中国、台湾、韓国、マレーシア、スリランカ、ケニアなどから237名の留学生（平成16年9月1日現在）を受け入れており、本年度卒業を予定している4年生51名のうち、6名が社会科学研究科への進学を希望している。

本件特例措置が認められた場合は、山梨学院大学からの進学者に加えて同大学と学術交流協定を締結している中国の復旦大学（上海市）や南海大学（天津市）から、中国、東アジア圏での起業や日本国内での起業を志す留学生の入学が見込まれる。

近年、海外からの留学生の不法残留者が社会問題化される状況の中で、留学生に対する就学指導を厳正に行うことが求められている。

これに対し、山梨学院大学では、平成13年4月、学内に国際交流センターを開設し、専門のスタッフ（教員4名〔うち日本語担当1名〕・職員4名）が留学生の教育及び生活指導を総合的にサポートしている。そこでは、

- ① 教育、生活上不可欠な日本語能力の向上、
- ② 出身国と日本の違いを克服する異文化適応支援、

- ③ 災害に対しての危機管理、
- ④ 経済支援、
- ⑤ 地域社会との交流、

などを基本方針として親身できめ細かな支援・指導を行っている。具体的には、年3回行うオリエンテーションと通年で行う個別指導・修学面談を通じて、

- ① 宿舎に関すること（指定宿舎への斡旋、アパートの情報提供、賃貸借契約時の機関保証など）
- ② 在留等の手続に関すること（外国人登録・国民健康保険加入手続時の同行、入国管理局に対して行う期間更新・再入国・資格外活動許可申請手続等の説明及び取次申請）
- ③ 奨学金に関すること（日本政府奨学金・各種団体奨学金・本学奨学金等の事務取扱）
- ④ 日本語修得に関すること（正規講義の補習・日本語能力試験対策講座・民間日本語試験の実施等）
- ⑤ 地域交流に関すること（学園祭での模擬店参加・県内小学校国際理解教育の講師派遣・山梨県国際親善大使や各種国際交流行事への参加）
- ⑥ 危機管理に関すること（交通安全教室・非難訓練〔予定〕）
- ⑦ 進路指導に関すること（情報収集及び提供・卒業留学生との懇談会開催）

などを行っている。とりわけ授業の無断欠席や資格外活動については、特段の注意を促しており、学修方法や生活面で精神的問題を抱えている学生、成績不良学生等に対しては、指導教員（外国人教員）、国際交流センター、教務課及び学生センターが連携して個別に指導又は助言を行っている。

なお、規制の特例適用後は、入国管理局、関係諸機関との協力及び学内関係所属との連携をより密にし、留学生に対する指導体制を一層強化するとともに、学籍管理等の厳正な実施を図る。